

## 徳島県農業共済組合事業規程の一部変更について

### 1 制度共済に係る変更

#### (1) 変更理由

令和7年5月9日付け7経営第395号農林水産事務次官通知により、「農業共済組合模範事業規程例の基準」(平成16年1月9日付け15経営第5367号農林事務次官依命通知)の一部が改正されたことに伴い、徳島県農業共済組合事業規程の一部変更を行うもの。

#### (2) 変更要旨

①園芸施設共済における災害救助法が適用された場合の撤去又は復旧が完了するまでの延長期間を現行の3年から最大5年までとするもの。

②農作物共済、果樹共済、畑作物共済の共済金支払に係る公告の規定を削除するもの。

#### (3) 適用期日

この事業規程の変更は、徳島県知事の認可のあった日から施行する。

### 2 任意共済に係る変更

#### (1) 変更理由及び要旨

##### ①建物共済

従来は共済金額が1,000万円以上である共済関係に小損害実損填補特約を付帯することで、加入割合に関係なく損害額が30万円以下であるときは、相当額を支払額としてきたが、建築資材や人件費等の高騰を踏まえ、新たに50万円を設けて選択制とするもの。

##### ②農機具共済

従来は新調達価格が1,000万円以上の農機具であっても1,000万円を超えない範囲での共済金額を選択することとなっていたが、共済金額の上限を引上げ2,000万円とするもの。

#### (2) 適用期日

この事業規程の変更は、徳島県知事の認可のあった日又は令和7年10月1日のいずれか遅い日から施行する。